

答 申 第 3 0 2 号
令 和 3 年 1 月 2 5 日

岐阜市長 柴 橋 正 直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



電子計算機の結合について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条第1項第2号の規定に基づき、令和3年1月15日付け岐阜市子若第629号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

近年に発生した児童虐待の事案において、虐待された児童が転居した際の自治体間の引継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。

こうした課題の解決のため、「要保護児童等に関する情報共有システムについて」（令和2年2月21日付け子家発0221第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）において、自治体間及び児童相談所・市町村間の情報共有を行うための全国統一のシステムとして、要保護児童等に関する情報共有システム（以下「情報共有システム」という。）の運用を令和3年度から開始し、各自治体においては、情報共有システムの導入のための準備を進めるよう通知された。

本市において情報共有システムを導入するために、子ども未来部子ども・若者総合支援センター（以下「子ども・若者総合支援センター」という。）内のシステム端末と、厚生労働省が管理する情報共有システムとの間で通信回線による結合（以下「本件電子計算機の結合」という。）を行う予定である。

については、条例第9条第1項第2号の規定により、本件電子計算機の結合に関し、諮問するものである。

2 電子計算機の結合により利用される保有個人情報

子ども・若者総合支援センターが相談を受理した家庭に属する要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童をいう。）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童をいう。）又は特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。）（以下「要保護児童等」という。）及びその保

護者に係る次に掲げる情報

※初期提供件数（約4,200件）、随時提供件数（年間約800件）

ア 相談受理年月日

イ 相談有無

ウ 事例番号

エ 相談種別

オ 担当者

カ 要保護児童等の氏名、性別、生年月日、年齢及び住所

キ 要保護児童等の保護者の氏名及び住所

3 意見

適当なものと認める。